

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

中野市

### 2 構造改革特別区域の名称

農業王国信州なかのワイン・シードル特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

中野市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 位置・地勢

2005年4月1日に中野市と豊田村が合併して誕生した新「中野市」（以下「本市」という。）は、長野県の北東部に位置し、県都長野市からは鉄道で約 30 分の距離にあり、飯山市、木島平村、山ノ内町、長野市、小布施町、高山村、飯綱町に隣接している。

中央を流れる千曲川を挟んで、北東に高社山（1,351m）、北西に斑尾山（1,382m）の2つの象徴的な山を配しており、この2つの山裾や東部の山地を背景とする地域、千曲川がつくる河岸段丘や夜間瀬川が形成した扇状地に集落がつくられている。

また、本市の総面積は 112.18km<sup>2</sup>（東西約 11km、南北約 16km）であり、地目別割合は、畑が 33.9%を占め、次いで山林30.8%、田 15.4%、宅地 14.4%となっている。（中野市の統計令和 5 年度版）

#### (2) 気候

年間平均降水量は約720mmとなっており、全国平均の約1,700mmを下回っている。

市域の大部分は、気温の年間及び1日あたりの差が大きく、冬季は-10℃以下、夏季は30℃以上となる内陸性気候の特色を持っているが、市内での地域差も大きいものとなっている。

昼夜の気温差が大きく、降水量が少ないため、果樹栽培に適した気候といえる。（中野市の統計令和 5 年度版）

#### (3) 人口

本市は総人口40,905人、16,077世帯である。近年は総人口が減少しているが、それに反して世帯数は増加傾向にある。

また、人口構成では、65歳以上の老年人口が34%に達し、年少人口が少なくなっていることから、少子高齢化が進んでいる。

生産年齢人口では、大学進学や就職等による出者が多いのが現状、人口の将来予

測では、2040年では約35,000人まで減少することが見込まれており、高齢化率も4割近くとなることが予測され、地域経済の活力の低下が懸念されている。  
(毎月人口異動調査：令和5年10月1日現在)

#### (4) 産業

令和2年の就業人口は23,301人で、産業別には、第1次産業が22.6%、第2次産業が23.1%、第3次産業が52.9%である。

そのうち、第1次産業就業者における農業就業者は99.1%を占め、15才以上の就業者総数に占める農業就業者の割合は22.5%と、全国平均(2.0%)を大きく上回っている。(令和2年国勢調査：令和2年10月1日現在)

#### (5) 農業

本市域は農業が盛んで、早くからキノコ栽培に取り組み、中でも、エノキダケは、全国1位の生産量を誇っている。

昼夜の気温差が大きく、降水量が少ないため、果樹栽培に適した気候であり、ぶどうやもも、りんご、プラム、さくらんぼなどは、全国有数の品質と生産量を誇る農産物の宝庫である。

果樹以外では、シャクヤクの栽培が盛んで、切花の生産量は全国1位である。

本市における農地の状況は、市域面積112.18km<sup>2</sup>(11,218ha)のうち、田が約289ha、畑が約195ha、樹園地が約1,076haとなっている。

(農林業センサス：令和2年2月1日現在)

令和2年10月1日時点において、本市の農業就業者数5,208人のうち65歳以上が2,638人と半数を超え、農業については後継者不足が最大の課題である。

今後、高い技術を受け継ぎ、さらに発展させていくためには、意欲ある農業後継者の確保と新規就農者への支援が必要である。

#### (6) 規制の特例措置を講じる必要性

本市は果樹に適した気候を有していることから、生食用ぶどうの栽培が盛んに行われており、全国でもトップクラスの産地として成長してきた。

近年、その果樹産地として適性の高さから、ワイン用ぶどう、りんごの栽培やワイン及びシードル醸造を希望する新規就農者が増加してきている。

特例措置を講じ、酒類製造免許に係る最低製造数量基準を緩和することで、新規参入を促し、産業の活性化を図る。

### 5 構造改革特別区域計画の意義・目標

本市における高齢化率は約30%となっている中、農業の担い手の高齢化も急速に進んでおり、後継者不足も相まって、平成27年の2,994戸から令和2年は2,606戸へ農家戸数の減少が進み、このままでは遊休荒廃農地が拡大してしまう恐れがある。

近年人気を博しているシャインマスカットをはじめとしたぶどう生産額は増加傾向

にあり、ぶどうの産地として知名度を向上させてきた。

また、古くからりんご栽培に積極的に取り組み、現在では多品目のりんごを生産しながら、りんごの産地として、知名度を向上させてきた。

構造改革特別区域の計画を策定及び実施することにより、更なる果樹産地としてのブランドイメージを構築し、地域の活性化につなげていく。

今回の特例措置を活用することにより、地域の特産果実を用いた果実酒及びリキュールの製造が比較的小規模な施設で可能となる。このことにより、自家製ワインの製造及び販売による農業者の経営改善や、特産果実を用いた果実酒等の製造事業者による新規参入が行いやすくなることから、地域経済の発展が見込まれる。

さらに、ワイン用ぶどうの産地としての地位を確立することにより、就農者の確保や遊休荒廃農地の有効利用が促進されると期待される。

## 6 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本市はこれまで、シャインマスカットをはじめとする生食用ぶどうの全国有数の産地として発展してきた。

今回の特例措置を活用することにより、特産果実にワイン・シードルという特産品での更なる魅力を付与することが可能になり、「農業王国信州なかの」のブランドイメージ向上に寄与するものと期待される。

さらに、現在市内ワイナリーは1者のみであるが、新規参入者の増加により、1つの地域で様々なワインを楽しむことができるようになることで、ワインツーリズムといった新たな観光資源ともなり得るものと期待される。

### (1) ワイン・シードル生産における新規参入による雇用創出

本特例措置の活用により、地域農産物を活かした個性ある醸造施設の新規参入を促進できるとともに、この認定を契機とした醸造関連事業の参入及び交流人口の増加等により農業以外の産業にも新たな雇用創出が期待できる。

### (2) 他事業者との連携による地域活性化

新規参入による醸造所の増加を機に、生産者、醸造者、飲食及び事業者や観光事業者などの多業種間での連携した取組みがなされることにより、本市産ワイン・シードルを介した相乗的な経済効果が生まれ、地域外とのイベント等の交流を含む活力のある魅力的な地域づくりを推進できる。

加えて、近隣市町村の長野市、飯綱市、高山村が既に構造改革特別区域に認定されていることから、周辺地域と協力し更なるワイン・シードル文化の浸透拡大を図るとともに、市域を越えた一層のワイン・シードル産業活力につながっていくことが期待できる。

### (3) 「信州ワインバレー構想」との関係

市場での長野県産ワインの高い評価を受けて、平成25年3月に長野県が策定した

「信州ワインバレー構想」では、ワイン産業を地域経済活性化や6次産業化の主要施策と位置づけ、県内を4つの地域に区分してワイン振興エリアを設け、新規参入者の育成から原料ぶどうの栽培、醸造、販売、消費拡大によるブランド化及びワイン産業の振興と発展を目的としている。

本市は、「信州ワインバレー構造2.0」における『千曲川ワインバレー』の北部エリアに位置していることから、本市では同構想に協調し周辺自治体との連携を通して、地域特性や個性を活かして特色あるワイン・シードル産業の振興を促進し、先進の千曲川ワインバレー東地区と対をなして千曲川ワインバレー全体の振興を深め、ワイン・シードル文化の発展に貢献するとともに、ワイン・シードルにおける長野県ブランドの確立に寄与していきたい。

【特産酒類の製造に関する目標】

| 区分         | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 特産酒類製造事業者数 | 1     | 2     | 2     |
| 特産酒類製造数量   | 4kl   | 8kl   | 10kl  |

7 特定事業の名称

709(710、711) 特産酒類の製造事業（構造改革特別区域法第26条）

## 別紙

### 1 特定事業の名称

709（710、711）特産酒類の製造事業（構造改革特別区域法第26条）

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（ぶどう・りんご・なし・プルーン・桜桃・もも・さくらんぼ又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下「特産物」という。）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

### 3 当該規制の特例措置の適用開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業に関連する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

#### (2) 事業が行われる区域

中野市の全域

#### (3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

#### (4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、特産物を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、特産物を原料とした果実酒又はリキュールを構造改革特別区域内において、製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

ついては、地元農産物の消費拡大につながるとともに、新たな特産品の創出が図られ、農業振興及び地域活性化に寄与する。

なお、当該特例措置により、酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象となることから、市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特産酒類に係る製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導を行うこととする。